

使用料計算方法

ここでは、以下の項目について説明します。

- ・ 映画上映
- ・ 映画以外（映像ソフト）の上映
- ・ デジタルサイネージ

映画上映

主に映画会社（製作会社、配給会社）から提供を受けた上映用媒体（フィルム、DCP 等）で行う上映会等において、主催者が手続きをする場合¹の使用料です。

※上映用媒体が業務用 DVD などの場合はこちらをご確認ください。

映画 1 本上映 1 回の使用料（下表）×上映回数

入場料	定員 500 名未満	定員 1000 名未満	定員 1500 名未満	定員 1500 名以上
150 円未満	400 円	600 円	800 円	1,200 円
300 円未満	600 円	800 円	1,200 円	1,600 円
450 円未満	800 円	1,200 円	1,600 円	2,000 円
600 円未満	1,000 円	1,600 円	2,000 円	2,400 円
750 円未満	1,200 円	2,000 円	2,400 円	2,800 円
900 円未満	1,400 円	2,400 円	2,800 円	3,200 円
1,050 円未満	1,600 円	2,800 円	3,200 円	3,600 円
1,200 円未満	1,800 円	3,200 円	3,600 円	4,000 円
1,350 円未満	2,000 円	3,600 円	4,000 円	4,400 円
1,500 円未満	2,200 円	4,000 円	4,400 円	4,800 円
1,650 円未満	2,400 円	4,400 円	4,800 円	5,200 円
1,800 円未満	2,600 円	4,800 円	5,200 円	5,600 円
1,950 円未満	2,800 円	5,200 円	5,600 円	6,000 円
～ 入場料が 150 円 増すごとに	～ 200 円を加算する	～ 400 円を加算する	～ 400 円を加算する	～ 400 円を加算する

¹ 以下に該当する場合をいいます。

- (1) 全国興行生活衛生同業組合連合会（全興連）加盟の映画館以外で洋画を上映する場合
- (2) 上映場所に係らず、映画上映について許諾手続きが完了していない上映用媒体（フィルム、DCP 等）の提供を受けて上映する場合（映画上映許諾手続きが完了しているか、提供元にご確認ください。）

映画以外（映像ソフト）の上映

音楽が含まれる映像ソフト（DVD、Blu-ray 等）を上映する場合の使用料です。

※デジタルサイネージで上映する場合の使用料は[こちら](#)をご確認ください。

映像ソフトの種類を以下のとおり分類しています。該当する使用料をご確認ください。

①一般娯楽	劇場用映画、コンサート・ミュージカル・演劇などの催物を収録したもの、ミュージックビデオ
②その他	① 以外

①一般娯楽

映像ソフト 1 本上映 1 回の使用料（下表）×上映回数

入場料	定員 500 名未満	定員 1000 名未満	定員 1500 名未満	定員 1500 名以上
150 円未満	400 円	600 円	800 円	1,200 円
300 円未満	600 円	800 円	1,200 円	1,600 円
450 円未満	800 円	1,200 円	1,600 円	2,000 円
600 円未満	1,000 円	1,600 円	2,000 円	2,400 円
750 円未満	1,200 円	2,000 円	2,400 円	2,800 円
900 円未満	1,400 円	2,400 円	2,800 円	3,200 円
1,050 円未満	1,600 円	2,800 円	3,200 円	3,600 円
1,200 円未満	1,800 円	3,200 円	3,600 円	4,000 円
～ 入場料が 150 円 増すごとに	～ 200 円を加算する	～ 400 円を加算する	～ 400 円を加算する	

②その他

映像ソフト 1 本上映 1 回の使用料（下表）×上映回数

入場料	定員 500 名未満	定員 1000 名未満	定員 1500 名未満	定員 1500 名以上
150 円未満	120 円	180 円	240 円	360 円
300 円未満	180 円	240 円	360 円	480 円
450 円未満	240 円	360 円	480 円	600 円
600 円未満	300 円	480 円	600 円	720 円
～ 入場料が 150 円 増すごとに	～ 60 円を加算する		～ 120 円を加算する	

デジタルサイネージ

駅、空港や列車内等の交通機関、街頭や商業施設等に設置したデジタルサイネージにおいて、当協会が管理する著作物を利用した CM や商品告知等の映像コンテンツを上映する場合の使用料です。

※お手続きには、「映像ソフト上映 1 申込書」及び「映像ソフト上映利用明細書」をご使用ください。

上映回数 1,000 回まで	120 円（上映 1 回の使用料）×上映回数（※） ※上映回数が 10 回を上回る場合には、参酌回数で算出します。 参酌回数は以下のとおり算出します。 ①100 回まで：上映回数×90% ②101～1,000 回：上映回数×80%
上映回数 1,000 回超	以下のいずれかで算出します。 (1) 公表された媒体費（放映料）（※）の 5% ただし、97,200 円を下回る場合は、97,200 円 ※媒体費（放映料）は実際の取引額ではなく、 媒体自らまたは媒体が加盟する団体が公表している価格 (2) 媒体費が非公表の場合 97,200 円に上映回数 1,000 回までを超えるごとに 1,200 円を加算した額

注意事項

1 上映回数の計算単位

同一構内または同一ネットワーク内での利用の場合は、それぞれのディスプレイの上映回数を合算したものをディスプレイ 1 台あたりの上映回数とみなします。

2 端末台数の参酌

同一場所に複数のディスプレイを設置して上映する場合は、設置状況によりディスプレイ台数を参酌します（1 本の柱に複数のディスプレイを設置する場合は、1 台換算となります）。

3 許諾期間

許諾期間はコンテンツを上映する連続した期間で、最大 1 年間です。

上映終了後に再度上映する場合や上映期間が 1 年を超える場合は、別途手続きが必要です。

4 デジタルサイネージ内での複製等の取扱い

コンテンツを他媒体へ複製できない状態とし、かつ上映終了後にデータを削除することを条件に、許諾にデジタルサイネージ内のハードディスクや STB（セットトップボックス）への複製を含めます。ただし、CM 等広告目的の利用に伴う複製については、別途手続きが必要です。